

亘理町津波被災住宅再建支援等事業補助金 申請の手引き(令和2年度事業終了)

「亘理町津波被災住宅再建支援等事業補助金」は、東日本大震災による津波被害を受けた地域における住民の定着を促進するために、津波被害を受けた住民に、住宅の再建や修繕などに要する費用を補助する制度です。

1. 補助の対象者

補助対象者は、次の3つの条件を全て満たしている方になります。

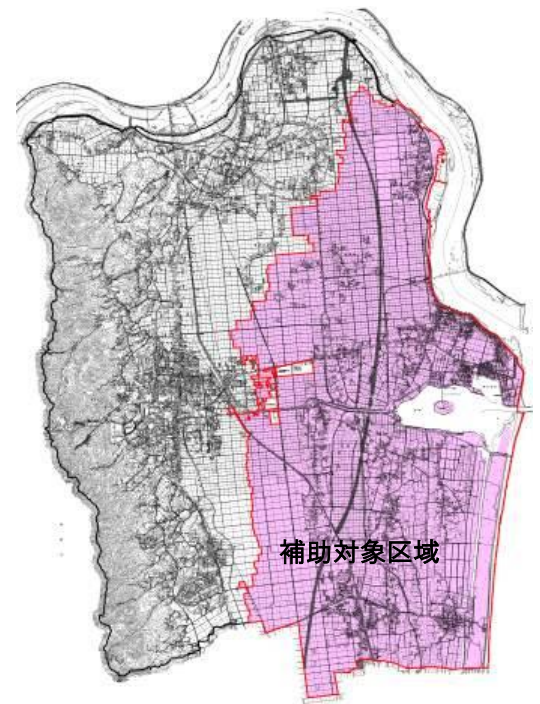
- 被災時に津波浸水区域内に居住し、津波により住宅に被害を受けた方で、亘理町内で住宅の再建または住宅の修繕を行う方
- 町から「り災証明」の発行を受けており、り災の程度が半壊以上（全壊、流出、大規模半壊、半壊）である方
- 防災集団移転促進事業または災害危険区域内移転者支援事業の対象となっていない方

*暴力団員は、補助対象者になれません。

*災害公営住宅に入居すると住宅再建完了となるため、災害公営住宅を退去した後に、「亘理町津波被災住宅再建支援等事業補助金」の住宅再建の利子補給や実費補助を受けることはできません。

2. 補助の対象区域

下図の津波浸水区域が補助対象となります。



3. 補助の対象経費

以下の経費が補助の対象となります（①と②はどちらか一方となります）。

① 住宅建設、購入や修繕を目的とした資金借入れの利子相当額
住宅用地の購入・造成を目的とした資金借入れの利子相当額

② 住宅建設、購入や修繕のための費用
住宅用地の購入、造成のための費用

③ 震災以降の住居の移転に伴う家財道具の運搬に要する費用等

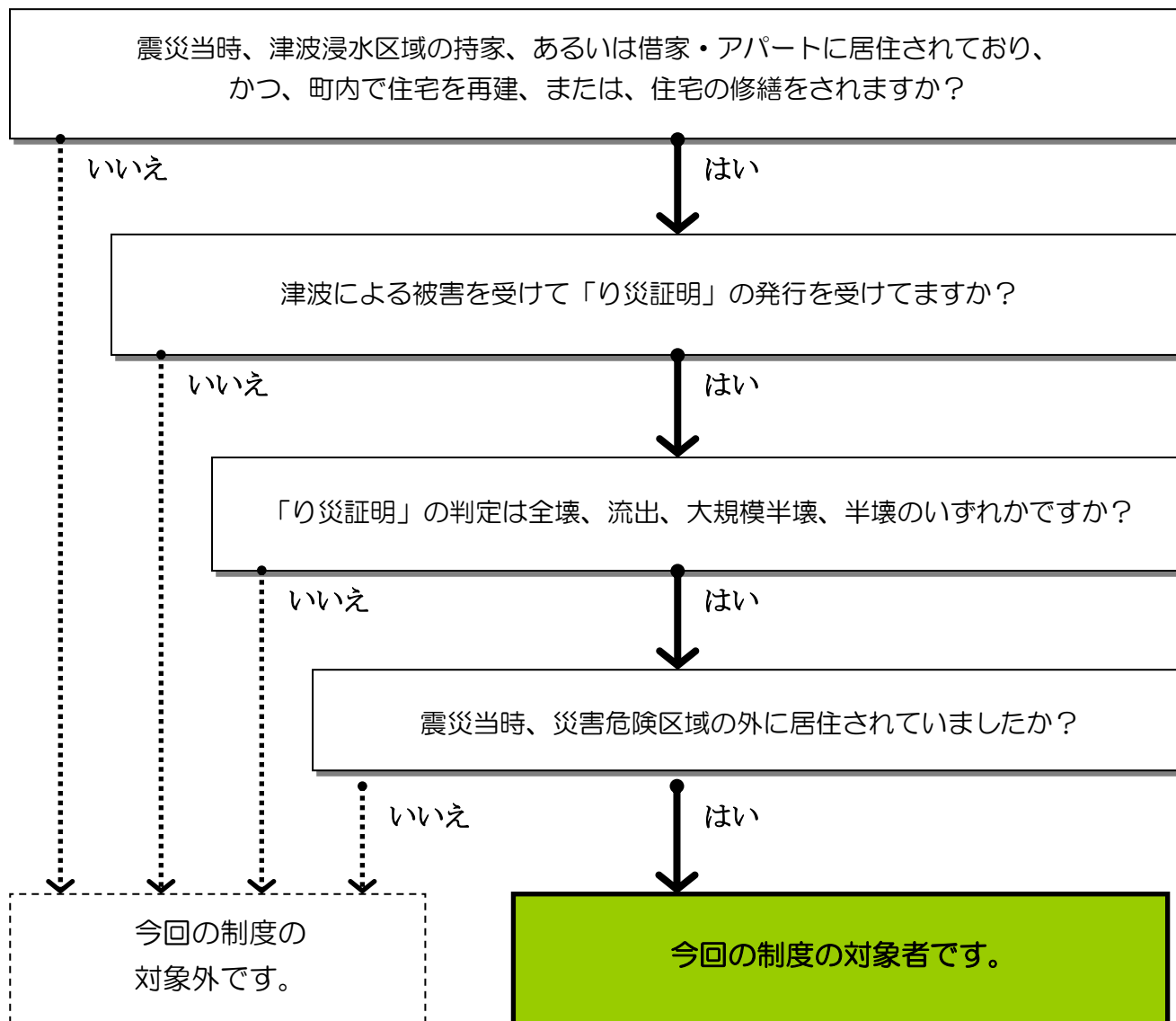
また、どのような再建をされるかによって、利用できる補助制度は変わります。

対象経費	再建の方法			
	町内での住宅の移転・再建	住宅の修繕	災害公営住宅へ移転	町外へ移転
①利子補給	○	○	×	×
②実費補助	○	○	×	×
③移転費	○	○	○	×

○：利用できる
×：利用できない

4. 補助対象者のフローチャート

下の設問から、当制度の補助対象になるかが、わかります。また、下に示している「その他の補助」の対象になれば、それに対応する補助を受けることができます。



上記のほか、今回の対象区域では、次のような場合にも補助を受けることができます。

	補助の項目	補助の概要
その他の補助	1. 町外から転入する被災者への再建費用	津波被害（大規模半壊以上）を受けて巨理町に移転された方が対象で、自ら居住する住宅を再建する費用を補助します。
	2. 津波対策住宅の工事費用	津波浸水区域で自ら居住する住宅に対して、津波対策住宅工事を行う場合に、工事の費用を補助します。

5. 補助の内容と補助額

○補助の内容等 補助内容と補助上限額は以下の通りです。

区分	被災の程度	利子補給または実費補助（どちらか一方の交付）					移転費 (上限額)
		金融機関等から借入れた場合 (利子の上限年金利 2.0%) の利子補給 (上限額)			借入しないで実費補助を受ける場合		
		消費税 5%	消費税 8%	消費税 10%	補助率	上限額	
持家の方で 町内での 住宅再建	大規模半壊以上 (半壊解体含む)	建物分 444 万円	457 万円	465 万円	1/10 ^{*1}	200 万円	消費税 5% 78 万円
		土地分 206 万円	206 万円	206 万円			
		造成分 58 万円	59 万 7 千円	60 万 8 千円			
持家の方で 町内の 住宅修繕	大規模半壊以上	150 万円			1/10 ^{*1}	100 万円	消費税 8% 80 万 2 千円
	半壊	50 万円				50 万円	
借家の方で 町内での 住宅再建	大規模半壊以上 (半壊解体含む)	-			1/10 ^{*1}	100 万円	消費税 10% 97 万 5 千円

※1 補助率は実費から被災者生活再建支援金（加算分）を控除した額に対する率です。

【持家を再建する場合の表の見方】

- 金融機関等から資金を借入れた場合は、借入金の利子補給分を補助します。
ただし、建物分、土地分でそれぞれ上限額があります。
- 金融機関等から借入をしないで、実費補助を受ける場合は、以下の数式で算定した額を補助します。
ただし、200 万円が上限です。

補助する額 = (再建に要した費用 - 受給した被災者生活再建支援金加算分) × (1/10)

具体例：全壊で複数世帯の方が、2,000 万円 で住宅を再建した場合の補助額

$$(2,000 \text{ 万円} - 200 \text{ 万円}) \times (1/10) = 180 \text{ 万円}$$

※この場合は、上限額の 200 万円以内なので 180 万円が補助されます。

- 震災日以降に住居を移転した場合には、その移転費用が補助されます（借家への移転は対象外）。

○その他の補助の内容等

補助の項目	実費補助	
	補助率	上限額
1. 町外から転入する被災者の再建費用	1/10 ^{*1}	100 万円
2. 津波対策住宅の工事費用	-	100 万円

※1 補助率は実費から被災者生活再建支援金（加算分）を控除した額に対する率です。

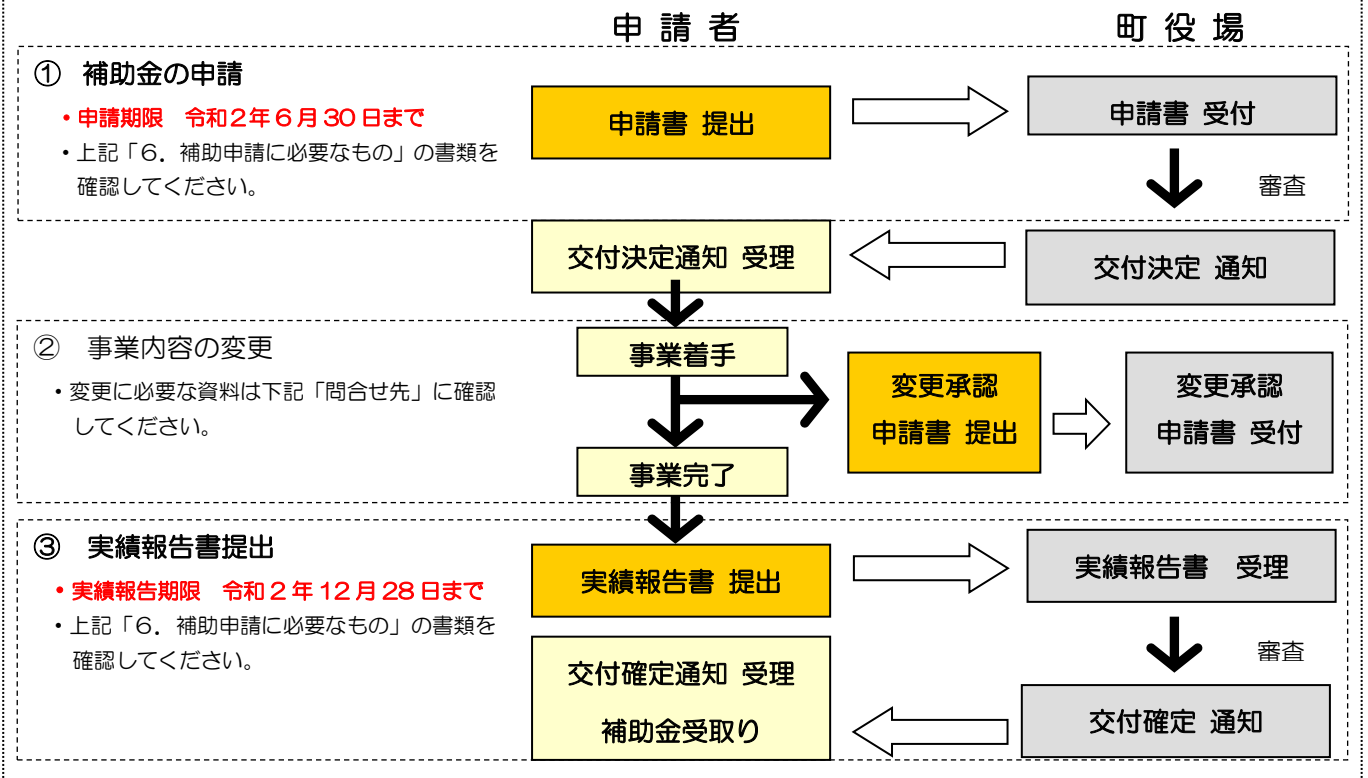
6. 補助金申請に必要なもの

交付申請および実績報告に必要なもの（書類は全て原本でお願いします。福祉課でコピーいたします。）

	【住宅の再建（建設・購入） （転入者の方も含まます）】	【住宅の修繕】	【移転費用】
申請に必要なもの	① 災証明書 ② 来庁者の本人確認（免許証または保険証） ③ 申請者の認印 ④ 住宅建設、土地売買、土地造成の工事見積書（内訳書） ⑤ 住宅建築の概要図（配置図、平面図） ⑥ 解体証明書または滅失登記簿謄本（半壊で住宅を建設・購入した方） ⑦ 融資（予定額）証明書又は利子計算書	① 災証明書 ② 来庁者の本人確認（免許証または保険証） ③ 申請者の認印 ④ 住宅修繕の工事見積書（内訳書） ⑤ 住宅修繕の概要図（配置図、平面図） ⑥ 融資（予定額）証明書又は利子計算書	① 災証明書 ② 来庁者の本人確認（免許証または保険証） ③ 申請者の認印 ④ 引越費用の見積書
実績報告に必要なもの	① 通帳の写し（申請者名義） ② 申請者の認印 ③ 住宅建設、土地売買、土地造成の工事契約書と領収書 ④ 建物と土地の登記事項証明書（家屋が未登記の場合は建築完了検査済証） ⑤ 建物の検査済証と建築物確認申請書（第一～五面） ⑥ 建物の完成写真（3枚程度） ⑦ 融資契約書と償還予定表 ⑧ 転入者の方は、転入後の世帯住民票（原本）	① 通帳の写し（申請者名義） ② 申請者の認印 ③ 修繕工事請負契約書と領収書 ④ 修繕した場所の写真（工事前と工事後の写真）各3枚 ⑤ 融資契約書と償還予定表	① 通帳の写し（申請者名義） ② 申請者の認印 ③ 引越費用の領収書

7. 補助金交付までの流れ

補助金申請は以下の流れになります。



※不明点や詳細などについては、下記へお問合せください。

問合せ先

巨理町役場 福祉課 被災者支援班
 住所：巨理郡巨理町字悠里1番地
 TEL：0223-34-0548